



PwCベトナムニュースブリーフ

外資系企業による輸出入権の利用

ご一読ください

ビンズオン税関において、外資系企業が輸入権に基づいて輸入した商品を輸出しようとしたところ、これが差し止められたという事例が散見されています。これは、ビンズオン税関が当該活動を外資系企業において禁止される輸出のための商業的一時輸入活動であるとみなしたためです。

2024年7月29日、税関総局(GDC)の監督管理部は、外資系企業の輸出入権の適用についての税関手続きに関するオフィシャルレター 1238/GSQL-GQ2をビンズオン税関に発行しました。



概要

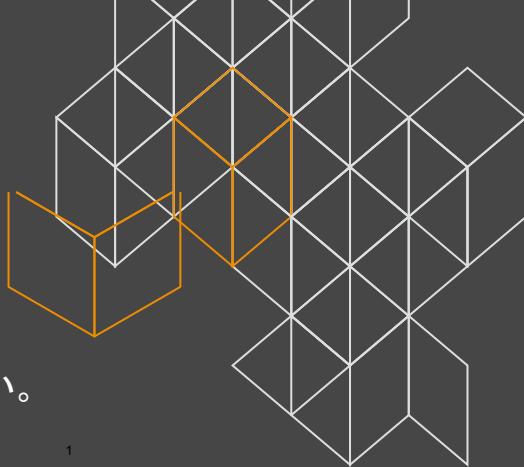
- (a) 外資系企業が商品を輸入する場合、輸入通関時に通関モード A41にて申告する必要がある。
- (b) 外資系企業が商品を海外または非関税区域に輸出する場合は、以前に発行されたオフィシャルレター 695/TCHQ-GSQL (2021年2月発行) および 4032/TCHQ-GSQL (2021年8月発行) を参照する。概要は以下のとおり。
- 外資系企業は、商品が輸出免税および輸入関税還付の要件を満たす場合、通関モードB13を使用して輸出通関を行う必要がある。(i) 以前の輸入商品の輸入通関申告番号、(ii)「規定により輸出関税の対象外であり、輸入関税の還付が可能な商品である」という情報は、税関申告書の「備考欄」に記載する。
 - 上記の要件を満たさない場合、通関モード B11を使用し、輸出通關申告書の「備考欄」に「当該通關申告書は輸出免税および輸入税還付の目的とするものではない」と記載する必要がある。

上記を踏まえると、依然として GDCは外資系企業が海外または非関税区域から輸入した商品を輸出することを認めていると考えられます。また、当該 GDCのガイダンスは、以前発行されたオフィシャルレターとも整合しています。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。



ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure
シニアマネージャー
+84 32 543 6850
kogure.hiroyuki@pwc.com

ホーチミンオフィス：



塚本 裕之 / Hiroyuki Tsukamoto
マネージャー
+84 76 471 6470
tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



www.pwc.com/vn



©2024 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

If you wish to be removed from our mailing list, please click on the 'unsubscribe' link above.